

東地申  
第10号

~第1回~  
10月18日

~その3~

## 「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定」についての申し入れ

# 上野駅で賃金未払い発生!

## 会社は「手続きが完了したから 労基法違反の認識はない」と回答!

上野駅で開催する「駅からハイキング」の下見を非番で行った社員に対し、時間外労働の賃金が支払われなかった事象が明らかになりました!

上野駅での賃金未払いの事象が **9件発生**

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 2016年12月27日の事象で | <b>1件</b> |
| 2016年12月29日の事象で | <b>3件</b> |
| 2017年 2月19日の事象で | <b>1件</b> |
| 2017年 3月19日の事象で | <b>4件</b> |

### 【会社の回答】

#### 発覚の経緯

平成29年9月14日、社員から「駅からハイキングの超勤が付いていないのではないか」と申告を受けたので、確認したところそのような事象が明らかになった。

#### 賃金不払いの理由

「管理者は仕事ではない」「社員は仕事」という認識の違いがあったからであり、社員の中から声が出るまで分からなかった。

#### 賃金不払いの対応

取り扱いが誤っていたので、適正に行った。労基法の違反（賃金不払い残業）とは認識していない。一方、今回の件より以前に行われた「駅からハイキングの下見」については、プライベートと判断したので労働時間として認めていない。

### 労基法37条違反に対し

「追給したから違反とは認識していない」では認められない!

「駅からハイキングの下見」をプライベートと判断したことは、

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずるべき措置に関するガイドライン」に

明らかに反している! ガイドラインは平成29年1月20日策定

厚生労働省が策定したこのガイドラインには、「労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たること」と明記されています。